



福祉医療費受給者証に関するお知らせ

◎重度心身障害者医療費助成制度

受給者証の有効期限は、6月30日です。7月1日以降も制度の対象となる人には申請書を郵送しますので、6月30日までに更新手続きをしてください。ただし、「後期高齢者医療適用」と記載された受給者証を持っている人で、引き続き対象となることが確認できる人については、新しい受給者証を郵送しますので、更新手続きは必要ありません。

◎持参するもの 更新申請書、障がいの程度を証明するもの(障害者手帳等)、

健康保険証、平成28年度所得課税証明書(転入者)、マイナンバーが確認できるもの、印判

◎申請先

●小野田地区に在住の人

障害福祉課

●厚狭・出合・厚陽校区に在住の人

山陽総合事務所

●埴生・津布田校区に在住の人

埴生支所

◎問い合わせ先 障害福祉課

◎乳幼児医療費助成制度・子ども医療費助成制度

8月1日から制度の対象者を拡充し、対象となる児童がいる世帯には申請書を郵送しますので、7月31日までに申請をしてください。ただし、現在、両方の受給者証を持っている人で、児童の父母の平成28年度市民税所得割(税額控除前)合計額が136,700円以下であることが確認できる人は、新しい受給者証を7月下旬に郵送しますので、更新手続きは必要ありません。

◎対象

●乳幼児医療費助成制度

未就学児

※所得制限がなくなりました。

●子ども医療費助成制度

小学1年～中学3年生

※所得制限があります。

◎持参するもの 申請書、福祉医療費受給者証(持っている人)、児童の健康保険証、平成28年度所得課税証明書(転入者・児童と別居者)、マイナンバーが確認できるもの(児童と父母)、印判

◎申請先 こども福祉課、山陽総合事務所、埴生支所

※住所や健康保険証等に変更があった場合は、忘れずに届出をしてください。

◎問い合わせ先 こども福祉課

◎ひとり親家庭医療費助成制度

市民税所得割非課税の世帯(児童と同居する直系血族および兄弟のすべて)で18歳未満の児童がいるひとり親家庭の母・父および児童が対象です。現在、受給者証を持っている人は、7月31日までに更新手続きをしてください。

◎持参するもの

更新申請書、福祉医療費受給者証(持っ

ている人)、健康保険証、マイナンバーが確認できるもの(受給者と児童と同居する直系血族および兄弟)、印判

◎申請先

こども福祉課、山陽総合事務所、埴生支所

◎問い合わせ先 こども福祉課

現在、所得要件に該当せず対象となっていない人や未申請の人でも、対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

◎問い合わせ先

障害福祉課 (☎82-1170)
こども福祉課 (☎82-1175)